私立学校防犯対策強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立学校の安全・安心な学校づくりを一層推進するため、私立学校の 設置者が実施する防犯対策の施設整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付す ることについて補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」 という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 「私立学校」とは、学校法人及び学校法人以外の者が設置する私立幼稚園、学校法人が設置する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、及び特別支援学校をいう。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園は除く。)
 - (2) 「私立学校防犯対策強化事業」とは、私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として行う施設整備事業をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象とする施設は、設置者が神奈川県内に設置する私立学校とする。
- 2 補助の対象とする事業は、私立学校防犯対策強化事業のうち、別表1に定める事業(以下「補助事業」という。)とする。

(補助額の算出方法等)

- 第4条 補助額は、補助事業に要する経費のうち、別表に定める補助対象経費から当該事業のための寄付金その他の収入の額を控除した額と、別表に定める補助対象経費(ただし、補助対象経費上下限額の範囲内の額)に補助率を乗じた額を比較して少ない方の額とする。
- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第5条 補助金の交付を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業完了後、 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第29条第1項に規定する「危険等発生時対処要領」 を補助事業の内容に基づいて見直し、知事に提出しなければならない。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、知事が別に 定める期日までに、私立学校防犯対策強化事業費補助事業計画書(第1-1号様式)及び 私立学校防犯対策強化事業費補助事業計算書(第1-2号様式)を知事に提出しなければ ならない。

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、私立学校防犯対策強化事業費補助金

交付申請書(第2号様式)により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行うにあたつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

- 第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、申請者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一 部を取り消すことができる。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するため に契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得 るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付条件)

- 第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。 ただし軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、補助事業に係る帳簿及び証拠 書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承す る者(権利義務を継承する者がいない場合は知事)に当該帳簿及び証拠書類を引き継 がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の うち、一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用 年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、 知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、 貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金交付の目的に従つてその効率的運用を図らなければならない。
- (9) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (11)補助事業者が(1)から(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部 又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

- 第11条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立学校防犯対策強化事業費補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、私立学校防犯対策強化事業費補助金変更交付申請書(第4号様式)により、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知 を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告を知事が求めた場合は、私立学校防犯対策強化事業費補助金実施状況報告書(第5号様式)を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、私立学校防犯対策強化事業費補助金実績報告

- 書(第6号様式)に関係書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日、又は知事が 別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実 績報告書を提出するにあたつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法 や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行つている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

- 第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) その他知事が必要と認めたとき。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第3条、第4条関係)

補助事業	補助対象 学校種	補助対象経費	補助対象 経費上下 限額	補助率
私立幼稚 園防犯対 策強化事 業	学校法人立の幼 稚園	別表2-1に記載する国 庫補助金の交付決定を受 けた事業の補助対象経費 として認められた経費	30万円以上 1,000万円 以下/園	原則1/4以内 (国庫補助金の事業区分が 防犯対策に該当する場合、 1/3以内)
	学校法人立以外 の幼稚園	別表2-2に記載する事 業に要する経費	30万円以上 1,000万円 以下/園	1/3以内
私立高等 学校等防 犯対策強 化事業	学校法人立の小 学校、中学校、 中等教育学校 (前期課程)及 び特別支援学校	別表2-1に記載する国 庫補助金の交付決定を受 けた事業の補助対象経費 として認められた経費	100万円以 上1,000万 円 以下/校	原則1/4以内 (国庫補助金の補助対象 経費が1,000万円以上の場 合、1/3以内)
	学校法人立の高 等学校及び中等 教育学校(後期 課程)	別表2-1に記載する国 庫補助金の交付決定を受 けた事業の補助対象経費 として認められた経費	400万円以 上3,000万 円 以下/校	1/3以内

別表 2-1

学校種	国庫補助金		
学校法人立の幼稚園	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)		
	(平成11年4月1日文部大臣裁定)		
学校法人立の小学校、中学校、中等教	私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等		
育学校、高等学校及び特別支援学校	施設整備(私立高等学校等施設高機能化整備費))		
	(平成13年4月1日文部大臣裁定)		

別表 2-2

事業	補助対象経費		
防犯対策工事	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費		
	① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事		
	② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事		
	③ 門やフェンス等の設置・改修工事		
	④ その他安全対策のために必要と認められる工事		
実施設計	補助対象工事に係る設計費とする。		